



12月の知的財産権講座

改正意匠法成立・公布!
意匠の国際登録制度「ハーグ協定」と
加盟国、米国、中国、欧州、アジア、アフリカ諸国の意匠制度

難易度
中級

新規
講座

平成26年12月5日(金) 10:00~17:00

講師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



- ◆意匠の国際登録制度「ハーグ協定ジュネーブアクト」の実施のための規定を整備した改正意匠法が可決・成立し、2014年5月14日に公布されました。2015年1月1日に加入書が寄託された場合には、2015年4月1日より、日本企業は、意匠の国際登録制度を利用できるとともに、改正意匠法が施行されます。
- ◆まず、日本からWIPOへ国際登録出願する場合と、WIPOから日本に入ってくる国際意匠登録出願について規定した改正意匠法について、実務上のリスクも含め、逐条的に解説します。
- ◆次に、ハーグ協定の概要について、手続、願書の書き方について解説し、そのリスクと対応策についても言及します。
- ◆さらに、ハーグ協定加盟国（欧州、韓国等47か国・政府間機関）、米国、中国、ロシア、アジア、アフリカ諸国の意匠制度の特徴と対応策について解説します。ハーグ協定は入口までで、意匠の定義、登録要件、存続期間、権利侵害は各加盟国の

制度によることになっていますので、ハーグ協定を利用するのには、各国制度の理解が不可欠です。

◆本講座では、改正意匠法、意匠の国際登録制度、ハーグ協定加盟国及び主要国の意匠制度の特徴を理解することにより、グローバルな視点で、リスクを回避して、意匠制度を利用するスキルを身につけることをゴールとします。

<解説内容>

本講座では、ハーグ協定ジュネーブアクト外交会議に出席し、アジア弁理士協会本部意匠委員会共同議長も務め、ハーグ協定ハーグアクトの出願経験ももつ青木博通弁理士を講師としてお招きし、下記の内容で解説して頂きます。

- ①改正意匠法の逐条解説
- ②意匠の国際登録制度「ハーグ協定ジュネーブアクト」の概要、リスクと対応策
- ③ハーグ協定加盟国の意匠制度の特徴と対応策（ハーグ協定は入口まで）
- ④米国、欧州、中国、ロシア、アジア、アフリカ諸国の意匠制度の特徴と対応策
- ⑤各国意匠権侵害の判断基準の比較

◆本講座は、企業や法律・特許事務所における実務経験2年～5年の方々にとって、最適な講座です。

- ◆日 時：平成26年12月5日（金） 10:00~17:00
- ◆会 場：発明会館 7階 研修ルーム
- ◆定 員：50名
- ◆講 師：青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士
- ◆受講料：会員16,500円・一般19,000円
- ◆申 込：FAXもしくは、HPからお申込下さい。（<http://www.jiii.or.jp> 「研修のご案内」）